

鳩山町上熊井農産物直売所条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳩山町上熊井農産物直売所条例(令和2年条例第8号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用者)

第2条 条例第6条第1項の規定により、鳩山町上熊井農産物直売所(以下「直売所」という。)に農産物等を納品し、使用することのできる者は、次に掲げる個人又は団体とする。

- (1) 町内に居住し、又は所在し、かつ、町内で営農し、又は農産物等を加工し、若しくは販売する者
- (2) 他市区町村に居住し、又は所在するが、町内で営農し、又は農産物等を加工し、若しくは販売する者
- (3) 埼玉中央農業協同組合の地区内又は埼玉県東松山農林振興センター管内で営農し、又は農産物等を加工し、若しくは販売する者
- (4) その他町長が必要と認めた者

(使用の手続等)

第3条 条例第6条第1項の規定により、直売所に農産物等を納品し、又は加工室を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、鳩山町上熊井農産物直売所使用許可申請書(様式第1号)に使用者情報届(様式第2号)を添付の上、直売所を使用しようとする日の7日前までに町長に提出しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、使用の許可の可否を決定し、鳩山町上熊井農産物直売所使用許可(不許可)通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による使用の許可の決定に当たって、直売所の使用の申請及び許可の状況その他の状況を勘案し、直売所の使用者の数を調整する必要があると認めるときは、前条第1号又は第2号の規定に該当する申請者を優先して当該使用許可の決定を行うものとする。

(使用内容の変更の手続)

第4条 条例第6条第1項の規定により、使用の許可を受けた事項を変更しようとする使用者は、

鳩山町上熊井農産物直売所使用許可変更申請書（様式第4号）を、直売所を使用しようとする日の5日前までに町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、使用の許可の変更の可否を決定し、鳩山町上熊井農産物直売所使用許可変更承認（不承認）通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（許可通知書の携帯）

第5条 使用者は、直売所を使用しようとするときは、前2条の規定による使用の許可を受けた旨の書類を常に携帯し、提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

（使用品目）

第6条 直売所に納品することのできる農産物等は、次に掲げるものとする。ただし、当該農産物等を納品するに当たり、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の法令に基づく規制を受けるときは、使用者の責任において当該法令に基づく許認可等を受けなければならない。

- （1） 第2条各号に規定する者が生産し、又は加工し、若しくは販売する農産物等
- （2） その他町長が必要と認めた農産物等

（使用者の責務）

第7条 使用者は、直売所を使用するに当たっては、自らの責任の下に農産物等を納品するものとし、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- （1） 納品した農産物等が売れ残ったときは、使用者自らの責任において処分すること。
- （2） 農産物等の納品に当たっては、当該農産物等に別に定める様式によるバーコードラベルを貼付のうえ、自ら陳列を行うこととし、又は自ら陳列を行うことができない場合は、使用申請時に町長に申出をし許可を得ること。これらの場合において、当該バーコードラベルに係る経費については、使用者の負担とすること。
- （3） 農産物には原産地及び名称を、特産品及び加工品については、賞味期限、内容量、保存方法等必要な事項を明記すること。
- （4） 農産物等の納品は、原則として販売を開始しようとする日の午前8時から午前9時までの間（農産物等の補充等の管理上必要と認める場合を除く。）とすること。ただし、農産物等の納品を前日に行う必要があると認められる場合は、この限りでない。
- （5） 第2号の規定による陳列に当たっては、職員の指示に従いこれを行うこと。
- （6） 農産物等の在庫管理は、使用者が行うこと。
- （7） 農産物等の販売価格に係る消費税は、内税方式とすること。

(8) 農産物等の商品価値が損なわれたと町長が判断した場合において、やむを得ないときは、使用者の了解を得ず、当該農産物等を廃棄処分することができること。

(使用の中止)

第8条 使用者は、直売所の使用を中止しようとするときは、鳩山町上熊井農産物直売所使用中止届(様式第6号)により、使用を中止しようとする日の7日前までに町長に届け出なければならない。

(使用許可の取消し等)

第9条 条例第15条の規定により使用許可の条件を変更し、使用を制限し、又は当該許可を取り消すときは、鳩山町上熊井農産物直売所(許可条件の変更・使用の制限・許可の取消し)通知書(様式第7号)により使用者へ通知するものとする。

(損傷等の届出)

第10条 条例第16条の規定により、直売所の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を町長に届け出て、町長の指示に従わなければならない。

(指定管理者が管理を行う場合の取扱い)

第11条 条例第18条の規定により、指定管理者に鳩山町上熊井農産物直売所の管理を行わせる場合にあつては、第2条から第4条、第6条から第8条及び第10条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」とし、第3条、第4条及び第7条から第9条までの規定中「様式」とあるのは「指定管理者が定めるもの」とする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、直売所の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

鳩山町上熊井農産物直売所使用許可申請書

年 月 日

鳩山町長 宛て

申請者 住所(所在地)
氏名(名称)
電話

次のとおり、鳩山町上熊井農産物直売所を使用したいので申請します。

1 使用目的

- 農産物の委託販売
- 特産品の委託販売
- 加工品の委託販売
- その他の物品の委託販売
- その他町長が必要と認める業務
- 加工室()の使用(加工品の販売がない場合、使用者情報届は不要)
- 保管庫(□冷蔵庫 □冷凍庫 □食品庫)の使用
- 屋外施設(□多目的広場 □駐車場)の使用

2 使用期間

- 委託販売 年 月 日から 年 月 日まで
- 加工室 年 月 日 時から 時まで
- 保管庫 年 月 日から 年 月 日まで
- 屋外施設 年 月 日

3 その他

様式第2号 (第3条関係)
 様式第2号 (第3条関係)

使用者情報届

1 使用者情報

使用者氏名					
使用者氏名(カナ)					
ラベル表示名					
生産地名					
郵便番号					
住所					
電話番号					
FAX番号					
メールアドレス					
振込先	口座名義	フリガナ			
1 金融機関(ゆうちょ銀行を除く)	金融機関名	本支店名	預金種別	口座番号	
	銀行 農協 信金 信組	本店 支店	1 普通 2 当座		
2 ゆうちょ銀行 (郵便局)	貯金通帳の口座番号				
	記号	番号			

2 商品情報

商品名	種別	ラベル表示名	備考

3 売上情報の受信の有無

レジを通過した販売状況について、メール又はFAXによる受信の希望

- メール配信を希望する。
- FAXにて希望する。
- その他の方法 ()
- 希望しない。

第 年 月 日
号

様

鳩山町長

公 印
省 略

鳩山町上熊井農産物直売所使用許可（不許可）通知書

年 月 日付けで申請のあった鳩山町上熊井農産物直売所の使用について、鳩山町上熊井農産物直売所条例第6条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 使用の可否 許 可 ・ 不 許 可

2 使用目的

- 農産物の受託販売
- 特産品の受託販売
- 加工品の販売
- その他の物品の受託販売
- その他町長が必要と認める業務
- 加工室（ ）の使用（加工品の販売がない場合、使用者情報届は不要）
- 保管庫（冷蔵庫 冷凍庫 食品庫）の使用
- 屋外施設（多目的広場 駐車場）の使用

3 使用期間

- 委託販売 年 月 日から 年 月 日まで
- 加工室 年 月 日 時から 時まで
- 保管庫 年 月 日から 年 月 日まで
- 屋外施設 年 月 日

4 不許可の場合は、その理由

(裏面)

留意事項

- ・ 町長の承認を得ないで、施設、設備等を使用しないこと。
- ・ 使用した設備及び備品類は、現状に復し、整理整頓をすること。
- ・ 職員の指示に従うこと。
- ・ その他管理上支障がある行為をしないこと。

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鳩山町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、鳩山町を被告として処分取消しの訴えを提起することができます。この場合、当該訴訟において鳩山町を代表する者は鳩山町長です。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

鳩山町上熊井農産物直売所使用許可変更申請書

年 月 日

鳩山町長 宛て

申請者 住所（所在地）
氏名（名称）

年 月 日付け第 号により使用の許可を受けた鳩山町上熊井農産物直売所の使用について、次のとおり使用許可の内容を変更したいので申請します。

1 変更後の使用目的

- 農産物の委託販売
- 特産品の委託販売
- 加工品の委託販売
- その他の物品の委託販売
- その他町長が必要と認める業務
- 加工室（ ）の使用（加工品の販売がない場合、使用者情報届は不要）
- 保管庫（冷蔵庫 冷凍庫 食品庫）の使用
- 屋外施設（多目的広場 駐車場）の使用

2 使用期間

- 委託販売 年 月 日から 年 月 日まで
- 加工室 年 月 日 時から 時まで
- 保管庫 年 月 日から 年 月 日まで
- 屋外施設 年 月 日

3 その他

第 年 月 日
号

様

鳩山町長

公 印
省 略

鳩山町上熊井農産物直売所使用許可変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで変更申請のあった鳩山町上熊井農産物直売所の使用について、鳩山町上熊井農産物直売所条例施行規則第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 変更承認の可否 承認 ・ 不承認

2 変更後の使用目的

- 農産物の委託販売
- 特産品の委託販売
- 加工品の委託販売
- その他の物品の委託販売
- その他町長が必要と認める業務
- 加工室（ ）の使用（加工品の販売がない場合、使用者情報届は不要）
- 保管庫（冷蔵庫 冷凍庫 食品庫）の使用
- 屋外施設（多目的広場 駐車場）の使用

3 使用期間

- 委託販売 年 月 日から 年 月 日まで
- 加工室 年 月 日 時から 時まで
- 保管庫 年 月 日から 年 月 日まで
- 屋外施設 年 月 日

4 不承認の場合は、その理由

(裏面)

留意事項

- ・ 町長の承認を得ないで、施設、設備等を使用しないこと。
- ・ 使用した設備及び備品類は、現状に復し、整理整頓をすること。
- ・ 職員の指示に従うこと。
- ・ その他管理上支障がある行為をしないこと。

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鳩山町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、鳩山町を被告として処分取消しの訴えを提起することができます。この場合、当該訴訟において鳩山町を代表する者は鳩山町長です。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号（第8条関係）
様式第6号（第8条関係）

鳩山町上熊井農産物直売所使用中止届

年 月 日

鳩山町長 宛て

申請者 住所（所在地）

氏名（名称）

年 月 日付け第 号により使用の許可を受けた鳩山町上熊井農産物直売所の使用について、次のとおり使用を中止したく届け出ます。

理由

第 号
年 月 日

様

鳩山町長

公 印
省 略

鳩山町上熊井農産物直売所（許可条件の変更・使用の制限・許可の取消し）
通知書

年 月 日付け第 号で使用の許可をした鳩山町上熊井農産物直売所の使用について、鳩山町上熊井農産物直売所条例施行規則第9条の規定に基づき、下記のとおり（許可条件の変更・使用の制限・許可の取り消し）をします。

記

（許可条件の変更・使用の制限・許可の取消し）及びその理由

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鳩山町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、鳩山町を被告として処分取消しの訴えを提起することができます。この場合、当該訴訟において鳩山町を代表する者は鳩山町長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。